

刑事訴訟法 II

科目ナンパリング CRL-304

選択 2単位

堀田 晶子

1. 授業の概要(ねらい)

刑事訴訟法は、刑法を実現するための手続を定めた法律です。とはいえ、刑事訴訟法は刑法の助法にすぎないわけではありません。刑法と刑事訴訟法は、いわば車の両輪のようなもので、どちらが欠けても刑事裁判は成り立たないです。刑事裁判は、犯罪が行われたか否か(有罪か無罪か)を確定し、有罪の場合は、それに対する刑罰をどうすべきかを判断する手続です。事件が発生すると捜査が始まり、場合によっては起訴されて裁判にかけられます。こうした一連の刑事手続に関する法律が、刑事訴訟法です。秋期の授業では、公訴の提起、公判、証拠法を取り上げます。

2. 授業の到達目標

- ① 刑事訴訟法に関する専門的な知識を身につけ、刑事手続の流れや仕組みを理解する。
- ② 刑事訴訟法の各論点について、判例の立場や学説の対立を踏まえながら、自分の言葉で説明できる。

3. 成績評価の方法および基準

基本的に試験によって評価しますが、感想文やレポート等の課題を出することもあります。評価配分の目安は、試験90%、授業への貢献度10%です。授業への貢献度は、課題の提出や授業態度等によって総合的に判断します。

4. 教科書・参考文献

教科書

三井誠・酒巻匡 『入門刑事手続法』[第8版] (2020) 有斐閣

参考文献

井上正仁・大澤裕・川出敏裕編 『刑事訴訟法判例百選』[第10版] (2017) 有斐閣

5. 準備学修の内容

特に復習に力を入れてください。毎回の授業で扱ったテーマについて、レジュメやノートを読み返しながら、復習しましょう。勉強すればするほど疑問がわいてきます。疑問点が出てきたら、テキストを繰り返し読みながら、まずは自分で考えてみましょう。図書館を大いに活用し、時には友人と議論してみてください。それでもわからない場合は、教員に質問してください。

6. その他履修上の注意事項

- ① 刑法総論・刑法各論をすでに履修済み、あるいは並行して履修することが望ましいです。また、犯罪学・刑事政策、少年法・被害者学も並行して履修すると、刑事法全体に関する理解が深まります。
- ② 授業をよく聞いて、その都度レジュメに書き込むか、ノートを取るようにしてください。自分で書いて、理解することが大切です。授業の内容が聞き取れなかった場合は、あやふやのままにせず、すぐに教員に確認してください。

7. 授業内容

- 【第1回】 オリエンテーションー刑事手続の概観・春期の復習ー
- 【第2回】 捜査の終了から公訴の提起へ／略式手続
- 【第3回】 公訴の提起における基本原則／不起訴処分に対する救済制度その1
- 【第4回】 不起訴処分に対する救済制度その2－検察審査会制度－
- 【第5回】 起訴状一本主義
- 【第6回】 公判のための準備活動
- 【第7回】 公判期日における手続
- 【第8回】 前半のまとめ
- 【第9回】 証拠法① 証拠法概説
- 【第10回】 証拠法② 証拠能力と証明力
- 【第11回】 証拠法③ 証拠の許容性－違法収集証拠の排除法則－
- 【第12回】 証拠法④ 自白法則－自白の証拠能力と証明力－
- 【第13回】 証拠法⑤ 伝聞法則の意義
- 【第14回】 証拠法⑥ 伝聞法則の例外
- 【第15回】 秋期のまとめと試験(予定)